

山鹿市公共施設予約システム導入業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本要領は、本市が「山鹿市公共施設予約システム導入業務委託」（以下「本業務」という。）を実施するにあたり、公募により参加事業者を募り、プロポーザルに参加した業者から、本市において最も導入するに適していると考えられる受託候補者を選定することに関しての必要な項目を定めたものである。

2. 業務名

「山鹿市公共施設予約システム導入業務委託」

3. 業務内容

概要は下記のとおり。詳細は「山鹿市公共施設予約システム導入業務仕様書」を確認のこと。

- ・システムのクラウド環境構築
- ・システムの設計・開発等のシステム構築
- ・システム構築後の試験及び職員に対する研修
- ・その他、システムの導入に必要な業務
- ・システム構築後の保守・運用サポート
- ・その他、システムの運用保守に必要な業務

4. 業務期間

(1) システム構築期間

選定事業者決定後から令和8年12月31日まで

(2) 運用保守期間

令和9年1月1日～令和13年12月31日まで

5. 見積限度額

システム構築費：15,070,000円（消費税及び地方消費税を含む）

システム運用保守費(60ヵ月)：10,560,000円（消費税及び地方消費税を含む）

システム構築導入に係る費用、および導入後のシステム運用に係る費用（60ヵ月）の2枚の見積書を提出すること。

6. 事務局

山鹿市総務部情報政策課DX推進係（以下、「事務局」という。）

〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿987番地3

TEL：0968-43-1118（直通） FAX：0968-44-0373

E-mail：johhoh@city.yamaga.kumamoto.jp

7. 参加資格

(1) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が認定するプライバシーマークの資格または品質マネジメントシステムISO9001の資格を有すること。

(2) 過去に、国又は地方公共団体等が発注した類似業務の受託を過去2年間で1回以上締結し、そ

れらを適正に履行していること。

- (3) 山鹿市物品購入契約等の入札等の参加資格者名簿に登録されており、受注候補者特定の日までに山鹿市工事等契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てをしている者でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 山鹿市暴力団排除条例（平成23年山鹿市条例第19号）第2条第1号及び第2号に該当しない者であること。
- (8) 専門技術者等、十分な業務遂行能力を有していること。

8. 参加手続き

(1) 提出書類及び期日

提出書類	部数	提出期限
参加意思表明書【様式1】	1部	令和8年4月24日（金）午後5時までに事務局へ電子メールで提出すること。 ※電子メール送信後は電話にて連絡を行うこと。
参加資格を確認できる書類 （資格証の写し）	1部	
会社概要【様式2】		
業務実績調書【様式3】		
企画提案書 （正本1部、電子データ）	1式	令和8年5月1日（金）午後5時までに事務局へ持参または郵送及び電子メールで提出すること。 ※正本1部を持参または郵送で提出すること。 ※電子メール送信後は電話にて連絡を行うこと。
機能要件確認書【別紙1】	1部	
見積書（任意様式） ・導入に係る経費 ・運用に係る経費 ・費用見積明細	1部	

(2) 提出書類の様式等

①参加意思表明書

- ・別添【様式1】参加意思表明書を提出すること。
- ・参加資格を確認できる書類（資格証の写し）を提出すること。

②会社概要

- ・別添【様式2】会社概要を提出すること。

③業務実績調書

- ・別添【様式3】業務実績調書を提出すること。

④企画提案書【任意様式】

- ・提出部数は、正本1部と電子データを提出すること。
- ・用紙は日本工業規格A4横型とする。提案ページ数に関しては任意とする。

- ・企画提案書の構成項目は、下記のとおり作成すること。
 - 1 会社概要、導入実績など
 - 2 本業務の目的・課題に対する考え方
 - 3 提案システムの概要
 - ・提案システムの特長
(操作性が分かるように画面イメージ等を挿入すること)
 - 4 構築スケジュール
 - 5 セキュリティ対策
 - ・セキュリティ方針
 - ・通信等障害時の対策
 - 6 体制
 - ・導入、構築体制
 - ・保守、運用サポート体制について
 - ・操作研修
 - 7 独自提案

⑤機能要件確認書

- ・別添【別紙1】機能要件確認書を提出すること。
- ・システム標準（標準実装）にて対応している機能に関しては、対応欄に「○」を付けること。「標準実装」については、令和9年1月の稼働（予定）までに実装見込みの物を含めること。その場合、その旨を記載すること。
- ・システム標準では機能が備わっていないが、有償カスタマイズ等にて対応を行う機能に関しては、対応欄に「△」を付けること。なお、カスタマイズ費用は、導入に係る経費に含めること。
- ・対応不可な機能に関しては、対応欄に「×」を付けること。

⑥見積書

システム構築費用、システム運用保守費それぞれの費用を提出すること。

（導入に係る経費）

- ・公共施設予約システム構築に係る費用を記載すること。なお、機能要件確認書にて有償カスタマイズを必要とする機能に係る費用を含めること。
- ・見積金額は、消費税を含まない額で記載すること。

（運用に係る経費）

- ・公共施設予約システム導入後、令和9年1月1日より令和13年12月31日までのシステム使用料（60ヶ月分）を記載すること。
- ・見積金額は、消費税を含まない額で記載すること。
- ・なお、見積金額は、提案内容評価の参考として利用するものであり、そのまま契約金額になるとは限らない

9. 質疑応答

本企画提案に関する質疑に関しては、下記のとおりとする。

(1) 質問方法

別添【様式5】質問書に質問内容を記載のうえ、令和8年4月17日(金)午後5時まで事務局長へ電子メールにより提出すること。なお、質疑者は事務局へ受信確認を行うものとし、受信確認のなかった質疑は受け付けしたものとみなさない。この場合において、本市は、電子メールの送受信に起因するトラブルについて、一切の責任を負わないものとする。

(2) 回答方法

質疑に対する回答は、質疑者の名称等を伏せたうえ、一括して質疑回答書としてまとめ、随時市ホームページで公開する。

10. 審査の方法及び審査結果の通知

審査に関しては、下記のとおりとする。

(1) 審査方法

「企画提案書」「機能要件確認書」「見積書」「プレゼンテーション」の内容をもとに審査を行い、総合評価において最も優れていると判断された事業者を受託候補者として選定する。なお、審査は非公開とする。

ただし、本プロポーザルへの参加申し込みが4者以上あった場合、プロポーザル審査委員会において、1次審査として、プレゼンテーション審査前に、企画提案書等の内容を書類審査し、プレゼンテーションに参加する者を3者に選定する。

また、参加事業者が1社のみであった場合も審査は行うこととするが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しない。

(2) プレゼンテーション

審査会への出席者は5人以内(うち1人は業務を中心的に担当する者が望ましい。)とし、1者の持ち時間は説明30分、質疑10分の計40分とする。

※オンラインでの参加についても、上記の範囲内の人数とする。

追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。

審査会において、机、モニター(55型・HDMI接続)1台、HDMI接続ケーブル及び電源は本市で用意するが、提案者側が持ち込んだ物品を使用することを妨げない。

(3) 審査結果の通知

選定委員会において審査した採否については、審査結果通知書により参加事業者へ通知する。また、山鹿市ホームページにおいて参加者数、優先交渉権者名(優先交渉権者以外の事業者名は非公表)、評価点等を公表する。

契約候補者に選定されなかった者に対する理由の説明については、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、当該提案者が契約候補者に選定されなかった理由(以下「非選定理由」という。)について、書面(任意様式)により説明を求めることができる。

11. 契約の締結

(1) 受託候補者と当該業務委託について協議を行い、内容について合意の上、当該業務委託の仕

様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 契約保証金の納付義務

有。ただし、山鹿市契約規則第29条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の可否

作成を要する。

(4) 支払条件

後払いとする。

1 2. 企画提案に係るスケジュール

本審査に係るスケジュールは、以下を予定している。

実施内容	実施期間又は期日
公告	令和 8年 4月 3日 (金)
質問書の提出期限	令和 8年 4月 3日(金)から令和 8年 4月 17日 (金)まで 17時まで
参加意思表明書の提出	令和 8年 4月 24日 (金) 17時まで
企画提案書等の提出	令和 8年 5月 1日 (金) 17時まで
1次審査	令和 8年 5月中旬を予定
審査会 (プレゼンテーション) (予定)	令和 8年 5月下旬を予定
結果通知及び公表(予定)	令和 8年 5月下旬を予定

※上記日程は、事情により変更することがある。その場合は、山鹿市ホームページ及び参加表明者への連絡により周知する。

1 3 無効となる提案等

(1) 次に該当する提案は無効とする。

ア 本要領に示した参加資格を有しない者のした提案

イ 企画提案書等に虚偽の記載をした者の提案

ウ 本要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

エ 審査の公平性に影響を与える行為をした者の提案

(2) 参加資格があることを確認された者であっても、契約候補者選定までの間に参加資格を有しないこととなった者は、参加資格を有しない者に該当する。

1 4 その他留意事項

(1) 企画提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。

(2) 本プロポーザルの提案者が本市から受領した書類は、本市の了解なく公表又は使用してはならない。

(3) 1者に付き提案は1つとし、複数の提案はできない。

(4) 契約内容の履行にあたり、企画提案書に記載した実施体制の変更は原則として認めない。ただし、担当者については、実務経験が同等以上と本市が認める場合はこの限りでない。

(5) 企画提案書等の提出後に辞退する場合は、プロポーザル辞退届【様式4】必ず書面により届け出るものとする。

- (6) 企画提案書等の提出後、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (7) 著作権は、提案者に帰属することとする。ただし、山鹿市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となるほか、公表等が特に必要と認められる場合は、本市は企画提案書等の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- (8) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルにおける契約候補者の選定以外の目的では使用しない。
- (9) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。